

## 書儀に見られる「榜子」\*

山本孝子

唐から宋にかけての公私文書の書式には、同じ名稱が附されるにも関わらず異なる性質を有するものが少なくない。時代の流れに合わせて、新たな用途・機能が加わることもあれば、ひとつの書儀の中に同名異質の書式が複数収録されている場合もある。「榜子」もまた、そのような書式のひとつに数えることができる。[周一良 1995] は、「榜子」<sup>1</sup>という『唐六典』には見えない書式の名稱に注目し、初期の榜子は簡単に記された書付や紙片の類いであり、刺史書儀に見える榜子のような簡単な略式の手紙が皇帝への「謝恩」や到着の報告に用いられるようになったのは晩唐以降のことであろうと述べる。また、南宋の官銜と姓名を記した榜子と門状の関係について指摘する<sup>2</sup>。現存する資料に限りがあり、主に傳世文獻の記録によって簡単に言及されるのみで、具体的な變化や違いがやや分かり難い。本稿では、書儀に収録される「榜子」の文例を整理しながら、構成や表現に着目して補足を行い、関連する他の書式と比較しながら、初歩的な考察を加えたい。

### 一、榜子の文例

管見の限り、現存する書儀のうち「榜子」の文例を収録するのは、P.3449+P.3864「(擬) 刺史書儀」および應之『五杉練若新學備用』のみである。前者は後唐、後者は南唐に編まれたものと考えられており、ほぼ同時代の資料と見做すことができよう。

---

\*本稿は日本學術振興會科學研究費補助金「中國・朝鮮半島・日本における書儀の普及と受容に關する比較研究」（若手研究 B、17K13434）による研究成果の一部である。

<sup>1</sup> [周一良 1995] では P.3449 の釋録を含め、「榜」の表記が用いられているが、本稿では寫本原文に見える「榜」字に統一する。

<sup>2</sup> [周一良 1995] 54-55 頁。

(一) P.3449+P.3864 「(擬) 刺史書儀」に収録される膀子

P.3449+P.3864 「(擬) 刺史書儀」には合計 78 種の文例が収録される。一部を除き標題が附されており、そのうち「膀子」の名稱を持つのは次の四例である。

受恩命後於東上閣門祇候謝恩膀子

具全銜ム乙。右臣蒙恩、除授前件官。謹詣東上閣門祇候謝。伏候敕旨。ム  
日月(月日)下具全銜ム乙狀奏。

只半張紙、切須鉸剪齊正、小書字。

辭膀子 依前半張。

具全銜臣ム。右臣謹詣東上閣門祇候辭。伏候敕旨。月日<sup>3</sup>狀奏。

又<sup>4</sup> 有著蒙恩者一本

具[全]銜[ム乙]。右臣蒙恩、除授前件官、謹詣東上閣門祇候辭。伏候敕旨。月日具全銜ム乙狀奏。

得替到京朝見膀子

具銜臣ム。右臣得替到闕。謹詣東上閣門祇候見。伏候敕旨。月日具銜臣ム  
狀奏。

「又」の標題のあとに説明があるように、「蒙恩」の有無によって分けることができる。「辭膀子」「得替到京朝見膀子」には「蒙恩」の語は見られず、「受恩命後於東上閣門祇候謝恩膀子」と「又」では、「蒙恩」とそれに續いて「除授前件官」の文言が加えられており<sup>5</sup>、授官後のあいさつであることがわかる。また、兩者の間には冒頭と末尾に記される發信者の官銜と姓名の間に「臣」の文字が挿入されるか否かという違いがある。

(二) 應之『五杉練若新學備用』に収録される膀子

『五杉練若新學備用』巻中には「膀子様」が収録される。

膀子様 不著右字

具銜某。某事云云。謹具如前／謹具申上。謹狀。 月日

<sup>3</sup>P.3449 では「辭膀子」末尾の署名が脱落しているものと思われる。

<sup>4</sup>「辭膀子」に續けて記されており、「又」は「辭膀子」の意である。

<sup>5</sup>加官を祝う手紙、それに對する謝禮の手紙には「天恩」「聖恩」といった「恩」字を含む語が頻用される。例えば、S.1725v「書儀」(唐前期)「賀加官啓」には「伏承天恩加榮命」、P.2619v「新定書儀鏡」「耶及伯叔加官狀」には「耶沐聖恩、除授某郡太守」と見える。この膀子の「蒙恩」も一例であろう。

先の「(擬)刺史書儀」と比較すると、冒頭「具銜某」から書き出される點、末尾の日付部分には「年」を記さず、「月日」のみである點が共通しているものの、本文の定型句・表現は異なっており、同じく「榜子」と呼ばれる書式であるようには見えない。

### (三) その他

書儀に収録される「榜子」のほか、敦煌文獻中には「榜」と呼ばれる張り紙として張り出された文書の實物が残されている。[坂尻 2001] に據れば、「榜」とは張り紙として掲示することを意味し、現存する榜も大きな紙に大きな文字で書かれる。書式は帖に準じて作成されることが指摘されている<sup>6</sup>。この種の「榜」もまた、「榜子」と呼ばれていた。唐・李公佐「謝小娥傳」には「歲餘、至潯陽郡、見竹戶上有紙榜子、云『召傭者』」との記述があり、文中に見える「紙榜子」とは傭人を募集するために「召傭者」の文字を紙に記し竹戸に貼られたものであり、敦煌の「榜」と同じ性質の文書であったと考えられる。名稱は共通していたようであるが、特定の受取人を想定した書儀に見える「榜子」と不特定多数に向けて情報を公開・発信する張り紙には隔たりがある。また、張り紙としての「榜子」については、書儀には収録されていないことから本稿では検討の対象としないこととする。

## 二、謁見を求める「榜子」

### (一) 榜子と門狀の書式

「(擬)刺史書儀」に見える「榜子」については、[周一良 1995] では皇帝への「謝恩」や到着の報告に用いられたもの見做され、門狀との關連が指摘される。ここでは、全體の構成や表現を順に比べていきたい。

まず、「(擬)刺史書儀」から「榜子」の書式を復原すると、次のようになる。

#### 【「蒙恩」を用いる場合】

具全銜ム乙。右臣蒙恩、除授前件官、謹詣東上閣門祇候□。伏候敕旨。月日具全銜ム乙狀奏。

※「謹詣東上閣門祇候□」の□の部分には、用件に応じて「謝」（謝意を示す場合）、「辭」（暇乞い）、「見」（朝見）などの文字が挿入される。

#### 【「蒙恩」を用いない場合】

---

<sup>6</sup> [坂尻 2001]

具銜臣ム。右臣……謹詣東上閣門祇候□。伏候敕旨。月日具銜臣ム狀奏。

同じく「(擬)刺史書儀」から「參賀門狀」を引用する。

具銜ム。右ム謹詣台屏祇候賀。伏聽處分。云云。

「云云」と省略が見られるため、『五杉練若新學備用』巻中に収録される「門狀」もあわせて示しておく<sup>7</sup>。

具銜某。右某謹詣台庭祇候起居相公。伏聽處分。牒、件狀如前。謹牒。年 月 日。具銜某牒。

冒頭には「〔官銜〕＋某」が基本で、先に述べた通り「蒙恩」を用いない膀子にのみ「臣」字が挿入される。

本文は「右」から書き出され、膀子では「臣」、門狀では差出人の名が續く<sup>8</sup>。本文の内容は多少の出入りがあるが、末尾の定型表現は「謹詣＋〔受取人の居る場所〕＋祇候＋〔事由〕」から構成される。〔事由〕については、「(擬)刺史書儀」の膀子では標題の通り、①「謝恩」、②「辞」（他所へ向かう前の暇乞い）、③（得替によりみやこに到着した際の）「朝見」の三種である。一方の門狀は、謝禮・暇乞い・報告・祝賀だけではなく、司馬光『書儀』では凶儀の弔いの際にも用いられている<sup>9</sup>。書儀の文例を見る限り、私信である門狀だけでなく膀子を含めすべてに「祇候」とある通り、主となるのはあいさつであり、儀禮的なものであるととらえられる。

用件を傳えた上で、「伏候敕旨」「伏聽處分」によって、相手の意向を伺い、目通りの可否を問うのである。表現の相違は、相手との関係によるもので、同義の表現である。P.3900「書儀」（武則天期）「牋表第二」「慶正冬表」にも「如待處分、即加『伏聽敕旨』於『謹狀』之上」の註釋がある。「敕旨」の語は皇帝に對してのみ用いることができる。

最後の日付・署名については、門狀はその名の通り、「狀」に屬するものであり、「牒、件狀如前。謹牒」「具銜某牒」の狀の定型句が用いられている<sup>10</sup>。膀子では發信者の姓名のあとは「狀奏」で締めくくられる。また、門狀では年月日を記すが、

<sup>7</sup> 「門狀」の使用對象・範圍は時代とともに變化しており、狹義の「門狀」は、唐代から五代に宰相に用件を傳え謁見を請うために用いられたもの、廣義の「門狀」は宋代以降、謁見を求めて持參する手紙全般の總稱であり、上行文書だけでなく平行文書をも含み、相手に合わせて「大狀」「小狀/平狀」が使い分けられた。

<sup>8</sup> 「右」のあとに名を名乗る形式は、私信である門狀や大狀に特徴的である。門狀・大狀に關して詳しくは別稿にて述べる。

<sup>9</sup> 司馬光『書儀』卷九「慰大官門狀」

<sup>10</sup> 「狀」の書式については〔赤木 2008〕77 頁、圖 2 参照。

榜子では年を除いて月日だけを書く。これは、司馬光『書儀』卷一「表奏」の「用榜子者、惟不用年、不全幅、不封、餘同狀式」(全文は後掲する)の記述と一致する。また、用紙について全幅を用いないというのも、「(擬)刺史書儀」の「只半張紙、切須鉸剪齊正、小書字」「依前半張」と矛盾はない<sup>11</sup>。

以上のように、兩者の基本的な構成はほぼ同じで、近い関係にあることは間違いないだろう。ただ、「古代の刺が唐代の門狀に發展し、また門狀が簡素化して榜子となった。榜子と名刺・名紙は用紙の大きさ・規格に違いがあるかもしれないが、内容にはほとんど差がない」(〔周一良 1995〕 57 頁)との見解には俄に首肯しかねる。門狀は李德裕のころから使われ出したと考えられているが<sup>12</sup>、唐代の早い時期の榜子としては、『直齋書錄解題』卷二十二に『陸宣公奏議』二十卷。唐宰相嘉興陸贄敬輿撰。又名『榜子集』」まで遡ることができる。陸贄は德宗期の宰相であり、門狀と榜子の出現時期に大きな隔たりはないものと思われる。また、宰相に用いた門狀を真似て、皇帝への榜子が作られたとも考えにくい。

## (二) 榜子と門狀の宛先

門狀は目上の人物の居る場所を訪問し謁見を請う際に、それに先立って門番に託して用件を伝え、取り次ぎを願い出るためのものである。本來宰相に對して用いるものであったが<sup>13</sup>、使用範圍は時代とともに擴大した。官人のみならず道士や僧侶らにも利用されるようになるが<sup>14</sup>、相手に合わせて表現は使い分けられていた。前節で見たように全體として類似していることから榜子も同様の機能を持っていたものと思われる。〔周一良 1995〕が「向皇帝報到」と指摘するように、確かに皇帝に自身の到着を知らせるものではあるが<sup>15</sup>、直接皇帝に手渡されるものではないという點は注意が必要である。

榜子と門狀の大きな違いのひとつは、それを携えて訪れる場所である。榜子が持ち込まれる先、つまり受取人の居場所は「東上閣門」となっている。「東上閣門」と含む唐代の宮城の「閣門」は公と私、外と内を分ける境界の門であり、皇帝に對する文書傳達を擔っていた。また、宋代には「閣門」を通じて直接皇帝に上書す

<sup>11</sup>なお、「門狀」の大きさに關しては、周密『癸辛雜識』前集「送刺」に「今時風俗轉薄之甚。昔日投門狀、有大狀・小狀、大狀則全紙、小狀則半紙。今時之刺、大不盈掌、足見禮之薄矣」と見える。なお、目上の人物に對して通常より小さな紙を用いる禮儀は短封にも見え(〔山本 2015〕、〔山本 2016〕)、全幅を用いずとも禮を失するようなことはなかったと考えられる。

<sup>12</sup>〔張小豔 2004〕

<sup>13</sup>〔張小豔 2004〕

<sup>14</sup>S.76v-7「鄉貢進士劉某謁尊師小狀」は道士に宛てられたものであり、『五杉練若新學備用』には僧侶の利用に供された門狀の文例が収録される。

<sup>15</sup>〔周一良 1995〕 55 頁。

ることが可能であった<sup>16</sup>。「(擬) 刺史書儀」の時代の状況について詳細は不明であるが、唐宋に近い性格を有していたものと思われる。少なくとも「(擬) 刺史書儀」に見える榜子は、門狀に近い方法で用いられ、宮城へ參上する際にあらかじめ準備して携え、東上閣門に託して皇帝への取り次ぎを願うためのものであったと考えてよいのではないだろうか<sup>17</sup>。「受恩命後於東上閣門祇候謝恩榜子」のすぐあとには「正衙謝狀」が、「又 有著蒙恩者一本」のあとには「正衙辭狀」（いずれも大狀の書式）が収録されている。

正衙謝狀 依此兩紙

具全衙ム乙。右ム蒙恩、除授前件官、謹詣正衙祇候謝。伏聽處分。牒件狀。  
年月日下具衙ム牒。

正衙辭狀 又兩紙新授

具衙ム。右ム蒙恩、除授前件官、謹詣正衙祇候辭。伏聽處分。年月日具 [全]  
衙ム牒。

それぞれ「臣」字の使用、〔受取人の居る場所〕、「伏候敕旨」／「伏聽處分」、年の有無といったわずかな違いだけで、内容にはほぼ區別がない。榜子が「半張」であるのに對し、「正衙謝狀」「正衙辭狀」が「兩紙」である點についてはさらなる検討が必要である。

### 三、上奏・啓事の「榜子」

では、『五杉練若新學備用』に見える榜子はどのような場面において、どのような用途に使われたのだろうか。これについても、文中の表現を據りどころとして若干の考察を加えたい。

#### (一) 『五杉練若新學備用』と司馬光『書儀』の榜子

標題のあとの「不著右字」の註釋で、「右」の文字を書かないことを取り立てて述べており、本來榜子には「右」の文字を記すべきであったことを示している。「右」

<sup>16</sup> [松本 2008]。

<sup>17</sup> 司馬光『涑水記聞』卷三「(曹) 彬克江南、入見、詣閣門進榜子云『奉敕差往江南勾當公事回。』時人美其不伐」、洪邁『容齋四筆』卷十「親王回庶官書『隨筆』中載親王與侍從往還禮數、又得錢丕『行年雜紀』云『昇王受恩命、不是時為將作少監、亦投賀狀、王降回書籤子啓頭。繼為皇太子、三司判官並通榜子、詣內東門參賀。通入後、中貴出傳令旨傳語。及受冊寶訖、百官班賀、又赴東宮賀、宰相親王階下班定、太子降階、宰相前拜、致詞訖、又拜。太子皆答拜、亦致同敘謝。』一時之儀如此」と見え、宋代でもやはり閣門へ榜子を持ち込んでいる。

は通常本文の冒頭に用いられることから、「右謹具如前／謹具申上」と復原できる。「右」のあとに、差出人の名や「臣」の文字は挿入されないようである。

冒頭の「具銜某」、つまり「前銜」と呼ばれる部分については、同時期の門状や大状といった別の書式や「(擬) 刺史書儀」の榜子にも用いられており、ことさら述べる必要もないだろう。

「某事云云」の部分には、用件を述べるものと考えられる。

「謹具如前」あるいは「謹具申上」の文言については、例えばS.1438v「吐蕃佔領敦煌初期漢族書儀」「沙州状」に「逆賊玉關驛戸汜國忠等六人衣甲器械全。右件賊、今月十一日四更…〔中略〕…大徳ム已具牌子申上。謹具如前」と見える。また、P.3547「沙州上都進奏院上本使状」では、ひとつひとつ項目が箇条書きにされたあと、「右謹具如前」とあり、使い方としては榜子により近いように見える。その一方で、冒頭は「上都進奏院 状上」から始まり、末尾の定型句は「謹録状上。牒件状如前、謹牒」となっており、全體としては對應しない。S.2066「唐咸通六年(865)僧福威状」「謹具如前。謹録状上。牒件状如前、謹牒」、S.2589「肅州防戍都状」「謹具如前。謹録状上。牒。件状如前、謹牒」のように文末の定型句としての使用例は少なくない。別に、S.10602では「謹具如後」の文言も見えるが、前後缺損があり、全體を把握できない。『五杉練若新學備用』の榜子と最も関連性が認められるのは、司馬光『書儀』卷一「表奏」の内容である。

### 奏状式

某司。自奏事、貼黃節  
則具官。 状内事。

某事 云。 若無事因者、於  
云。 此便云「右臣」。

右 云。 列數事、則云  
云。 「右謹件如前」。 謹録奏聞。 謹奏。 取旨者、則云  
「伏候 勅旨」。

乞降付去處。 貼黃在  
年月前。

年月 日具位臣姓名 有連書官、即狀奏。  
依此列位。

右臣下及内外官司陳敘上聞者、並用此式。在京臣寮及近臣自外奏事、兼用劄子、前不具官。事未云「取進止」。用榜子者、惟不用年、不全幅、不封、餘同状式。皆先具檢本司官畫日親書、付曹司為案。本官自陳事者、則自留其案。

具體的な文例は示されていないものの、註釋の中では「劄子」、「榜子」といった書式に觸れられている。榜子については、日付に年を記さない(=月日のみ)、全幅を用いない、封をしない、という三點を除き、状式と同じであるという。つまり、榜子は状式をさらに簡略化したもので、機密性が求められてはいなかったものと理解できる。「状式」とは直前の「奏状式」を指すものと考えられる。その文中には「右謹件如前」と、『五杉練若新學備用』の榜子とほぼ同じ表現が用いられてお

り、「臣」字が見られないのは『五杉練若新學備用』に限られたことではないようである。そこで、この「奏狀式」の内容についてもう少し詳しく見ていきたい。

## (二) 二種類の榜子

書儀では、様々な用途・場面に對應できるよう、文例に註釋が加えられている。「奏狀式」にも應用例が見える。

まず、冒頭の發信者の情報については、官府の場合は「某司」であるが、個人が主體となる場合には「具官」であり、榜子の「具銜某」に相當する。

本文については、「若無事因者」「列數事」の説明から、用件の有無あるいは多少によって、本文の書き方が分けられていたものと判断できる。註釋に従って司馬光の時代の榜子の復原を試みる。

### 【事書きあり】

具官

某事云云。

右謹件如前。謹録奏

聞。謹奏（/伏候 勅旨）。

月 日具位臣姓名狀奏。

### 【事書きなし】

具官

右臣云云。謹録奏

聞。謹奏（/伏候 勅旨）。

月 日具位臣姓名狀奏。

こうして並べてみると、前者は『五杉練若新學備用』、後者は「(擬) 刺史書儀」の榜子とそれぞれ似ているように見える。「(擬) 刺史書儀」の榜子は先に確認した通り、自ら持参し、用件は直接會って口頭で伝えるが、『五杉練若新學備用』では「某事云云」の部分に相手に伝えたい内容を記し、書面で遣り取りする。同じ相手に對して同じ名稱の書式がこのように二種類の異なる方法で使い分けられる例は「大狀」にも見られる。司馬光『書儀』卷一「私書」には「上尊官問候賀謝大狀」と「謁大官大狀」の二種類が収録されており、標題からもわかる通り、前者が書面によるあいさつ・祝賀・謝禮であり、後者が謁見を求めて持参するものである。「(擬) 刺史書儀」と『五杉練若新學備用』の一見異なる書式に見える榜子も実際には密接な關わりがあったと考えられるのである。

### (三) 上奏・啓事

宋・歐陽修『歸田錄』卷二に次のような記述が見られる。

唐人奏事、非表非狀者謂之膀子、亦謂之錄子、今謂之劄子。凡群臣百司上殿奏事、兩制以上非時有所奏陳、皆用劄子、中書・樞密院事有不降宣敕者、亦用劄子、與兩府自相往來亦然。

上奏・啓事の際に用いられる文書のうち、表や狀ではないものが膀子であるとされる<sup>18</sup>。この「非表非狀」、あるいは司馬光『書儀』の「餘同狀式」に關聯して、特に末尾の定型句に注目しながら表や各種狀と比較しておきたい。

膀子と門狀については先にその類似点を指摘したが、膀子が皇帝に対するものとして、「(擬)刺史書儀」の膀子と「門狀」で大きく異なるのは、署名の最後に添えられる「狀奏」の語である。「(擬)刺史書儀」の中で「狀奏」が用いられるのは膀子のほかに「謝節料表」、「入京中路奏狀」があり、名の前に「臣」の字も確認でき、用語が共通している<sup>19</sup>。

#### 謝節料表

本物事臨時前頭著。具銜ム。右臣伏蒙聖慈、賜臣前件節料。臣無任感荷聖、

<sup>18</sup>膀子については、宋代の劄子に相當するものとしてとらえられている。ただし、司馬光『書儀』では「劄子」と「膀子」の兩方に言及があったように、宋代でも併用されており、完全に取って代わられたとは考えにくい。宋代に非常に流行した劄子は多くの機能を持ち、さまざまな用途に使われていた。宋代の劄子に關しては、張禕「中書、尚書省劄子與宋代皇權運作」『歴史研究』2013年第5期、50-66頁、「宋人佚簡」所收劄子之初探『山西檔案』2015年第1期、127-131頁など近年活發に議論が行われている。

<sup>19</sup>一方で、「(擬)刺史書儀」の表の中には司馬光『書儀』の「表式」により近い文例も収録されている。例えば「到本任後謝上表」である。

#### 到本任後謝上表一道

臣ム言。蒙恩除受(授)ム州刺史、去今日日到本任、勾當公事訖。遠離天闕、已赴郡城。省躬而撫已知榮、過望而銜恩益懼。臣ム誠惶誠感、頓首頓首。伏惟皇帝陛下、文明仰宇、武德開基。咸(感?)歸柔遠之風、迥布垂衣之化。但臣智非周物、藝乏通才。委任專城、每深慙於淺拙。叨承睿渥、實謬竊於光榮。旦夕兢惶、如臨泉谷(穀)、惟當竭節、上仰奉於明朝、誓盡駑鉛。下撫安於黎庶。伏限守郡、不獲奔詣彤庭、無任瞻天荷聖、激切屏管之至。謹奉表陳謝以聞。臣ム誠惶誠感、頓首頓首。謹言。年月日下全銜臣ム上表。

司馬光『書儀』卷一「表奏」

#### 表式

臣某言。云云。臣某誠惶誠懼實、則云「誠懼誠懼」。頓首頓首辭。云云。謹奉表稱謝以聞。稱賀同。其辭免恩命、及陳乞不用狀者、亦准此。臣某誠惶誠懼、頓首頓首。謹言。

年月 日具位臣姓名 上表

右臣下奏陳、皆用此式。上東宮牋亦倣此、但易「頓首」為「叩頭」、不稱「臣」。命婦上皇太后皇后、准東宮牋、稱「妾」。

冒頭末尾の定型句に多少の違いはあるものの、「臣ム(/某)言」「臣ム(/某)誠惶誠感(/懼)、頓首頓首。謹言」の使用など全體的にはよく似ていて、同じ書式で書かれたものであると判断できる。

激切屏營之至。謹奉表稱謝。謹奏。年月日具全銜臣姓△狀奏。謹封。

入京中路奏狀一道

具全銜臣△。右臣△近奉聖恩、遠承密旨、除替滿任、交代尋時、臣△即去今月日發離甚(某)州訖、星奔道途、罔安宿食、非怠時慙、匍匐朝天。臣無任頂日瞻恩、激切屏營之至。謹具奏聞。謹奏。具年月日具全銜臣△狀奏。

この二例を見る限り、「(擬) 刺史書儀」では、表と奏狀の書式が司馬光『書儀』ほどはっきりと區別されていないようで、どちらも冒頭末尾に膀子と同じ表現が見られる<sup>20</sup>。さらに、『五杉練若新學備用』の膀子と比べてみたい。

文書全體の構造はそれぞれに對應關係を確認することが可能である。「謝節料表」の「本物事臨時前頭著」は「某事云云」に当たると考えられ、「具銜某」は「謝節料表」の「具銜△」あるいは「入京中路奏狀」の「具全銜臣△」である。「謹具如前」「謹具申上」に相當するのは「謹奉表稱謝」「謹具奏聞」の部分で、後者はまた司馬光『書儀』の定型句「謹録奏聞」と非常に近い。そもそも、司馬光『書儀』では、膀子は「奏狀式」をもとに一部簡略化させて改められたものであった。ここからは、膀子と奏狀が「(擬) 刺史書儀」の時代にはすでに似通ったものであったことがわかる。最後は膀子が「謹狀」であるのに對し、表や奏狀では「謹奏」となっている。「謹狀」は書式をと問わず廣く私信にも用いられていた。P.3502『新集諸家九族尊卑書儀』(大中年間)「正歲相迎書」「通婚書」やP.3906「書儀」(五代)「與父母受業師父等別紙」など枚擧に暇がない。また、第二章第一節で引用したP.3900「書儀」にも「謹狀」とあったことから、『五杉練若新學備用』は唐代の古いかたちを留めているとも考えられ、禪僧らにこの種の文例がどれ程必要とされていたのかは別にして、この膀子が皇帝に宛てられたものであった可能性は否定できない<sup>21</sup>。

最後に、「(擬) 刺史書儀」や『五杉練若新學備用』と同時期の資料ではないが、劄子も一例擧げておきたい。宋・趙鼎(1085-1147)「劄子」(臺北・國立故宮博物院藏)には次のようにある。

<sup>20</sup>文末の語は異なるものの、本文が「右臣」から書き出される文例はほかに「進謝恩馬狀」があり、やはり膀子と狀の間には共通點が見られる。

進謝恩馬狀

具銜 [△]。進謝恩赤扇馬壹疋。右臣叨受聖恩、慙無勳效。迥霑渥澤、合貢芹誠。前件馬性匪馴良、名非駟駿、輕塵聖德、但切憂惶。戰越之至。謹進。年月日具全銜△乙狀進。

<sup>21</sup>一方で、「右」字を用いない理由については説明がなく、詳らかでない。『五杉練若新學備用』では、ほかに「右」字の使用が確認でき、禪僧は一律「右」字を使用しなかったということでもなさそうである。そうであるならば、「右」字の使用に關わるのは差出人ではなく、むしろ受取人の身分であった可能性が疑われる。皇帝に宛てられたものではなかったとすれば、この時點ですでに膀子の使用範圍・對象がかなり擴大していたということになる。

- 1 鼎以罪名至重、不敢復當郡寄、尋具
- 2 奏陳、未賜
- 3 俞允、區區之私、不免再陳悃幅。伏望
- 4 鈞慈、曲垂
- 5 贊助、俾遂所請、實荷
- 6 終始之賜、鼎方在罪籍、不敢時以書至
- 7 行闕、併幸
- 8 憐察。
- 9 右謹具
- 10 呈。伏候
- 11 鈞旨。
- 12 八月 日特進知泉州軍州事趙鼎劄子

1～8行目が「某事」に当たる用件であるが、箇条書きにはなっていない<sup>22</sup>。9～11行目の本文は文字の出入りはあるものの、膀子とほぼ重なっている。日付についても年が記されておらず、特徴が共通している。

## おわりに

以上、五代期の書儀に見られる二種類の膀子について確認した。その使用対象は皇帝であり、書面のみか、自ら持参するものかで使い分けられていた。表現に違いがあるものの、両者ともに日付には年を書かないといった共通点が見られた。門状や奏状といった状の派生形と類似する部分が多く、膀子の起源については今後さらに議論すべき課題であろう。また、唐から宋における運用の実態についても明らかにする必要がある。特に膀子の発信者に關しては、『五杉練若新學備用』に収録されている點を十分に考慮しなければならない。書儀に残される膀子はわずかであるが、その資料的價値は決して低くはないのである。

## 参考文献（アルファベット順）

- 赤木崇敏 2008：「唐代前半期の地方文書行政——トウルファン文書の検討を通じて」『史學雜誌』117（11），75-102頁
- 松本保宣 2008：「唐代の閣門の様相について——唐代宮城における情報傳達の一齣（その二）」『立命館文學』608號，149-168頁

<sup>22</sup>第三章第一節で述べたように、P.3547「沙州上都進奏院上本使狀」では、「右謹具如前」の前は箇条書きになっていた。

坂尻彰宏 2001：「敦煌牒文書考」『東方學』102，2001，49-62 頁

山本孝子 2015：「唐五代時期書信的物質形狀與禮儀」『敦煌學』第31輯，1-10 頁

—— 2016：「凶儀における「短封」の使用——唐・五代期における書簡文の變遷」『敦煌寫本研究年報』第10號第1分冊，109-123 頁

張小豔 2004：「敦煌文獻中所見“門狀”的形制」『文獻』2004年第3期，77-88 頁

周一良 1995：「敦煌寫本書儀考（之一）」，周一良・趙和平『唐五代書儀考』，中國社會科學出版社（初出1991），53-70 頁

（作者は關西大學東西學術研究所非常勤研究員）